

なかつた、この場合であります。本法上の処理といたしまして、先ほど申しましたように、特許庁の登録がありました後は、もちろん再申請によりました後は、もちろん再申請によって認定機関の登録を受けることもできるわけであります。また事実上の連絡によつてそれと同様の効果を上げることももちろんできるかと思うのであります。なお、その場合における現実の問題といたしましては、Aが登録をされるまでは、公知意匠としてたれでも輸出認定が受けられるのであります。それまでは何人にも意匠権はまだ存在しておりますが、公知意匠としてたれでもしておりませんので、意匠権等の問題は起らない、こういうふうに考えます。

やや複雑でございましたが、以上お答えいたします。

○長谷川委員長 質疑の通告がありますから、これを許可いたします。田中武夫君。

○田中(武)委員 私の質問いたしました

た一それから二の場合二つずつに分れる。そこで、かりにお答えを一つの(一)、(二)といふように区別してお伺いしたいと思います。

一の(1)の場合は、これはBならBといふ人が自分の意匠権を侵されたのであるから、その人から異議の申し立てをやるだらうと思います。一の(2)の場合は不特定多数、いわゆる利害関係者からの異議の申し立てがあるのであります。もしなかつた場合に職権をもつて取り消すということはあり得るかという点です。それが一点。

それから二の(1)の場合、この場合認定機関に故意または過失がなかつた場合には、もちろん責任はありませんが、たとえば他人がすでに意匠としての登

録を特許庁の許可を受けておる、すなはち他人の工業所有権を侵した、あるいは二の(2)の場合の公知の事実である、公知の意匠であるということを、認定に当つて認定機関が知ることについて過失があつた場合、この場合はやはり認定機関に損害賠償の責任があるのではないか、こう思いますが、いかがでしよう。

○松尾(泰)政府委員 まず第一の御質問の場合であります、不特定多数の者からの異議の申し立てがあつた場合に、登録を取り消すという場合、職権によつて取り消しをするのかどうか、こういう御質問だと思いますが、もちろんそういうことが明白になりますれば職権取り消しはいたすのであります。しかしながら特許庁の連絡も、登録があれば登録をしたという連絡がすぐ認定機関にござりますが、非登録の場合には、現実問題として連絡がないためにわかりにくい。そこでわれわれはもちろん職権取り消しはいたすのであります、そういう第三者からの異議の申し立てがあつて初めてわかる場合が多いのではないか、こういうふうに考えてゐるわけであります。わかりますればもちろん職権取り消しもいたしまつてしまし、異議の申し立てがあればそれに基く登録の取り消しもやります。

それからその次の問題でござりまするが、いかなる場合におきまして、認定機関の損害賠償責務といふものは、故意または過失といふもの及びその行為の違法性があつて初めて損害賠償の理由になり得るのであります。従いまして三、四の場合におきましては、認定機関の責務といふことになりませんと、この最初の場合と同様に解釈す

べきである。こういうように考えます。
○田中(萬)委員 設例一の場合には異議の申し立てがあれば当然その事実はわかる、異議の申し立てがなければわからないから、異議の申し立てがなければ今まで待つてやる、これはわかるのですが、かりに異議の申し立てがなくとも、認定機関においてそういう事実がわかれれば、当然職権取り消しをするということですね。

それから設例二の場合ですが、故意——故意の場合は当然でしようが、故意または過失及び違法性、これ以外のときには損害賠償責任はない、こういうことですか。そうすると過失の事実認定なんですね。他人の工業所有権を侵す、すなわちすでに特許庁の方において認定を受けておるということ、おそらくそういうことは事実上ないだろうと思うんですが、それは知ろうと思えば当然知ることのできる事実ですね。ところがそれを知らずにやったとしたことにおいては過失があつたと思ふ。あるいはまた公知の意匠であるかどうか、これはその人の認識の問題になりますか、常識的に考えて当然公知の事実であると思われるものに対しても認定をしたという場合、ここにも過失といふことがあります。ここで過失とは何ぞやといふことになるわけなんですが、そういう点について、もうちょっと深く知つておきたいと思います。

それからもう一つ、この違法性といふような場合は、たとえばそういうことが当然公知の意匠であり、公知の事実であるといふことがわかつておる

が、はつきり言ってわいろでももらつてやつた。こういう場合になるだらうと思います。そういう場合は当然責任問題が起ると思います。この過失の場合、大体普通の常識で考えて公知の意匠である、公知の事実であるというような場合に、なおかつこれを認定した、こういうような場合には過失として考えられると思いますが、その点いかがですか。

○松尾(泰)政府委員 今の御質問はもつともと思うのであります。また非常にむずかしい問題なんございまして、故意、過失の立証責任といふものは、やはり利害関係人からなされるわけでありまして、最終的には裁判所の決定する問題だと思います。問題は、他人Bが意匠登録をしている、それを知らずに認定機関において登録をするというような場合は、これは過失になろうかと思うわけであります。が、実際はどういう場合ではございませんで、類似、非類似の概念の判断の差になつてくるかと思うのであります。特許庁では類似だ、認定機関の方では非類似だと思うというようなことであります。びつたりと類似かどうかといふうに割り切れぬ場合が、現実の問題としては多いのではないかといふように考えられるのであります。従いまして、故意、過失の問題も現実に当つてそれぞれ判断をしなければ、一がいには言いくらいではないかと思います。

それから公知意匠の場合のこときは、今先生設例のごとくに公知の意匠を知らずに、ある申請人に対しても登録を許すといふようなことは、これはやや過失にならうかと思うのであります。これが、これも公知意匠に類似

か非類似かという判断の非常にきわどい差で問題が起つてくるかと思うのであります。従つて故意過失の認定は、実際問題として非常にむずかしいのであります。裁判所の問題でもござりまするのと、いふべきものは、これは公知の意匠であります。それを知らずに認定機関が非類似として登録をするということは、まあ實際は私はなからうと思いますが、もしありといたしますれば、これは明らかに過失でもありますし、もし認定機関がそういうAならAの登録認定をいたさなければ、善意の第三者が輸出をできたものをとめられるという恰好になるわけであります。こういう場合には過失もあり、違法性もあるのではないか。従つて認定機関の損害賠償義務というようなものも出て参るのではないか。そういう明らかな場合もございますが、実際問題として非常に判断のむずかしい問題かと思ひます。

行う認定は、行政処分でしょう。何で

○松尾(泰)政府委員 これは認定機関

の処分でありますて、行政的処分であ

りますが、政府そのものの処分ではな
いわけでございまして、従つて認定機
関が相手方とされる、こういうわけで

す。

○田中(武)委員 そうすると、訴訟の

場合の相手方は、認定機関になるわけ
ですね。通産大臣から指定を受けた認

定機関、そういうことですね。

○松尾(泰)政府委員 はい。

○田中(武)委員 けつこうです。

○長谷川委員長 この際お詫びをいた
します。三法案について質疑を終局す
るに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 御異議なしと認め、
そのように決します。

次に、ただいま質疑を終局いたしま
した三案につきましては、いずれも討
論の通告がありませんので、これを行
わず、直ちに採決いたすことに御異議
ありませんか。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、
そのように決します。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 御異議なしと認め、
そのように決します。

それでは順次採決いたします。

まず、硫安工業合理化及び硫安輸出
調整臨時措置法の一部を改正する法律
案を原案の通り可決するに御異議あり
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 御異議なしと認め、
そのように決します。よって、本案は

原案の通り可決をいたしました。

○長谷川委員長 次に、工場立地の調
査等に関する法律案を原案の通り可決
するに御異議ありませんか。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、
よって、本案は原案の通り可決をいた

しました。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、
よって、本案は原案の通り可決をいた
しました。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、
よって、本案は原案の通り可決をいた
しました。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、
なお、ただいま可決をいたしました
各案に関する委員会の報告書の作成等
に關しましては、委員長に御一任願い
たいと存じますが、御異議ありません
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 御異議なしと認め、
そのように決します。

本日は、これにて散会をいたしま
す。明日は、午前十時より委員会を開
会いたします。

午前十一時五分散会

〔参照〕

硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨
時措置法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一一五号)に関する報告書

輸出品デザイン法案 (内閣提出第一
三一号)に関する報告書

工場立地の調査等に関する法律案
(内閣提出第一三五号)(參議院送付)

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十四年三月十三日印刷

昭和三十四年三月十四日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局